

平成23年12月16日現在

平成23年度3次補正予算におけるボランティア団体等が活用可能な政府の財政支援について ①

事業名	概要	予算額	該当頁
新しい公共支援事業のうち、新しい公共の場づくりのためのモデル事業【内閣府】	「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的な活動を後押しする事業であり、被災者支援のための拠点整備、被災者支援活動、復興に向けたまちづくりなど、都道府県に設置された基金による幅広い支援活動が可能。	8.8億円	P5
東日本大震災に対応した雇用創出基金事業【厚生労働省】	震災等緊急雇用対応事業を実施し、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。	2,000億円	P6
生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業【厚生労働省】	高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の活用など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を地方自治体が民間企業・NPO等に委託して実施する。	1,510億円の一部	P7～8
介護基盤復興まちづくり整備事業【厚生労働省】	被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供するため、例えば訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業を行う。	28.5億円	P9～10

平成23年度3次補正予算におけるボランティア団体等が活用可能な政府の財政支援について ②

事業名	概要	予算額	該当頁
地域支え合い体制づくり事業(被災者生活支援等) 【厚生労働省】	被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、①仮設住宅に併設される「サポート拠点」(相談・配食等の生活支援)の追加設置・運営、②被災自治体による地域資源(住民組織、NPO、福祉サービス事業者等)を活用した日常的な支え合い活動の立ち上げ・拠点づくり等の支援を引き続き行う。	約90億円	P11
社会的包摂・「絆」再生事業 【厚生労働省】	自治体やNPO法人等が、被災者の生活再建の観点から地域コミュニティの再構築や孤立の防止等の被災者への支援事業を実施する際に必要な経費に対して助成を行う。	202億円 の一部	P12
農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業 【農林水産省】	市町村等が仮設住宅入居者等が利用できる農園を設置し、農村高齢者による技術指導の下で被災者の農作業を通じた心身のケアを行う取組を支援する事業であり、市町村を通じてNPO法人等が実施することが可能。	0.8億円	P13
地域づくり支援事業 【国土交通省】	地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体による被災住民と連携した行政サービスの代行・補完等の推進のため、NPO等の中間支援組織が実施するコーディネート業務やそのサポート活動に対し支援。	1.98億円	P14

平成23年12月16日現在

平成23年度3次補正予算におけるボランティア団体等が活用可能な 政府の財政支援について ③

事業名	概要	予算額	該当頁
J-VER制度を活用した CO2削減・復興支援・ 節電等緊急支援事業 【環境省】	民間団体等に委託し、被災地におけるオフセット・クレジット(J-VER)の創出及び創出されたJ-VERを利用したカーボン・オフセットの取組発掘を行い、節電とCO2削減の両立及び復興支援・地域支援に資する取組を促進するもの。	4億円の一部	P15

平成23年度3次補正予算におけるボランティア団体等が活用可能な政府の財政支援に係る問い合わせ先

各事業についてご質問等がある場合は、**東日本大震災復興対策本部震災ボランティア班(TEL:03-5545-7480)**まで、お問い合わせ頂ければ、取次ぎ等させていただきます。また、個別の事業について直接お問い合わせされる場合には、以下の問い合わせ先をご参照ください。

事業名(URLなど)	府省名	部署名	連絡先
新しい公共支援事業のうち、新しい公共の場づくりのためのモデル事業	内閣府	政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)	03-3581-0511
東日本大震災に対応した雇用創出基金事業	厚生労働省	職業安定局地域就労支援室	03-5253-1111(内線5846)
生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業	厚生労働省	職業安定局地域就労支援室	03-5253-1111(内線5846)
介護基盤復興まちづくり整備事業	厚生労働省	老健局高齢者支援課	03-5253-1111(内線3971)
地域支え合い体制づくり事業(被災者生活支援等)	厚生労働省	老健局振興課	03-5253-1111(内線3982)
地域コミュニティ復興支援事業 (社会的包摂・「絆」再生事業)	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111(内線2856)
農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業	農林水産省	経営局就農・女性課	03-3502-6600
地域づくり支援事業	国土交通省	国土政策局地方振興課	03-5253-8404
J-VER制度を活用したCO2削減・復興支援・節電等緊急支援事業	環境省	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	03-5521-8246

新しい公共支援事業（震災対応関連） 平成23年度第3次補正予算の概要

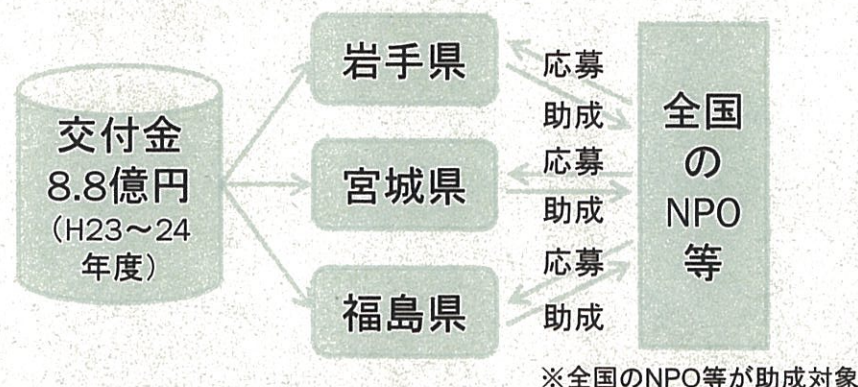
東日本大震災被災地域等において、「新しい公共」の担い手による支援拠点の整備、地域づくりなどの取組みを支援するため、新しい公共支援事業交付金の岩手・宮城・福島県への基金の積み増しを行う。

補正予算の内容

(1) 8.8億円を岩手県・宮城県・福島県に配分

(2) 事業実施期間

平成23年度～平成24年度



〔※主に新しい公共の場づくりのためのモデル事業
における震災対応案件を想定〕

被災地における支援(事業例)

(1) 活動支援拠点の構築

・ボランティア調整、まちづくりのための合意形成(熟議のプロセス)、情報の一元化・発信 等

(2) 被災者支援活動

・仮設住宅でのコミュニティ形成支援、交通弱者対策(カーシェアリング)、生活支援(買い物代行) 等

(3) 地域復興のための支援活動

・まちづくり(防災対策・生活環境整備)、地域活力再生(地場産業再生)、伝統文化振興 等

被災地以外における支援(事業例)

(1) 被災地からの避難者支援

・避難者に対する生活サポート等



【復興基本方針】(5. 復興施策(4)④(ii) 抜粋)
「新しい公共」の担い手が被災地で取り組む支援拠点の整備、まちづくり支援などに対し、「新しい公共支援事業」等を通じた支援を行う

※ 新しい公共支援事業とは、「新しい公共」の拡大と定着を図るため、各都道府県に配分した交付金で基金を設置して、NPO等の活動基盤整備の支援やモデル的取組の実施により、担い手となるNPO等の自立的活動を後押しする事業です。

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）の拡充

趣 旨

○東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が全国各地に避難していることから、重点分野雇用創造事業の基金を積み増し、新たに震災対応事業を創設したが、依然として被災者が全国各地に避難する状況が続くとともに、被災地での雇用の復興には、なお時間を要する。一方、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に影響を及ぼしている。また、現下の円高が長期化した場合には、さらに影響を及ぼすこととなる。

○このため、重点分野雇用創造事業により実施する震災対応事業について、基金を積み増すとともに事業実施期間を延長して震災等緊急雇用対応事業として実施し、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

震災等緊急雇用対応事業の概要

◆ 拡充の概要

- 基金の積増し：2,000億円
- 事業実施期間の延長：24年度末まで
→ 平成24年度末までに事業開始（平成25年度末まで）
- 交付金は、被災県を中心に、各都道府県の被災求職者数、避難者数、雇用情勢等を勘案して配分

◆ 事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。

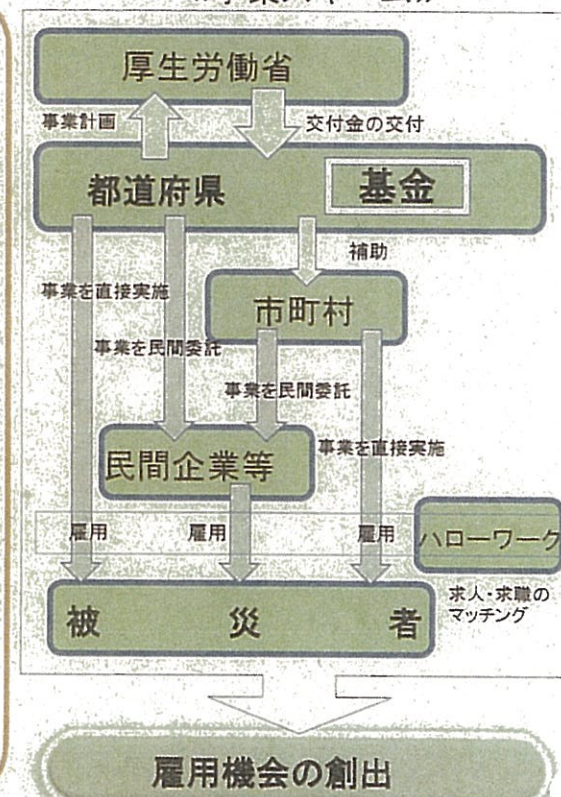
◆ 対象者

- 震災等の影響による失業者。ただし、被災求職者（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者）を優先的に雇用する。

◆ 実施要件

- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

《事業スキーム》



生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の概要

趣 旨

【事業の規模】 1,510億円の内数

- 被災地で安定的な雇用を創出するため、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する。具体的には、高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。

事業の概要

【実施可能地域】 被災県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）

※被災県の災害救助法適用地域で事業を実施

【実施主体】 都道府県又は市町村が民間企業、NPO等に委託して実施

【事業実施期間】 平成27年度末まで（平成24年度末までに事業開始した場合に3年間支援）

【対象者】 被災求職者（被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者）

【雇用形態】 雇用期間は原則1年以上とし、更新を可能とする

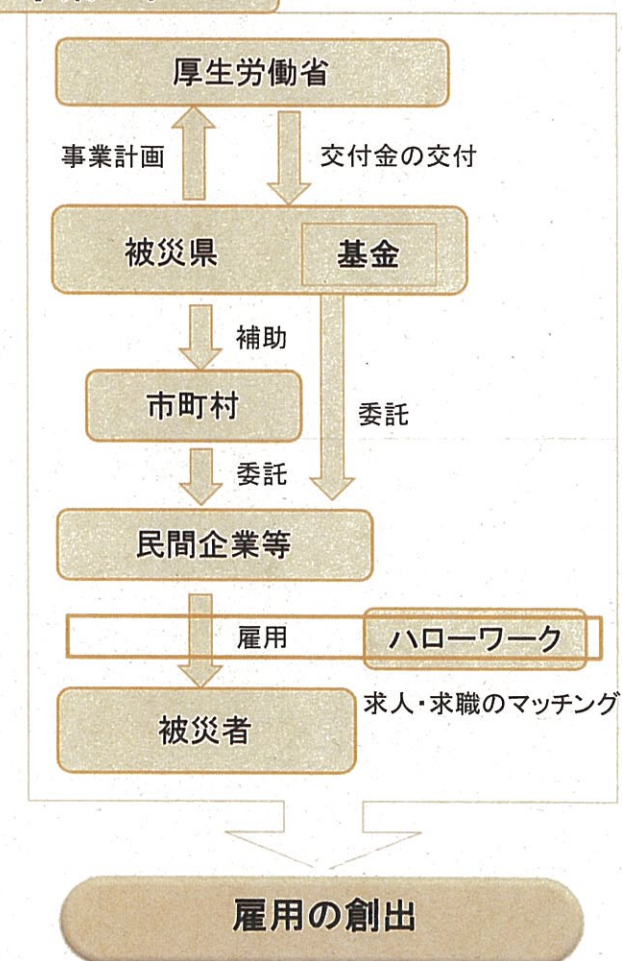
（注）委託期間終了後も事業を継続し、正規雇用化に努める

【事業の採択】 雇用面でのモデル性がある事業かどうかの判断は、以下などを目安として、自治体が総合的に判断する。事業選定等に当たっては、適宜しごと協議会等を活用する。

- 事業内容が地域の特性を活かしたものであり、若者・女性・高齢者・障害者のそれぞれの能力や経験を活かせるものとなっているか
- 若者・女性・高齢者・障害者を多数雇用しているか、働きやすい環境（就労形態、ユニバーサルデザイン 等）となっているか 等

【その他】 委託費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合が1/2以上

事業スキーム



雇 用 復 興 推 進 事 業 の 創 設

概 要

- 被災地域の本格的な雇用復興を図るため、「雇用復興推進事業」を創設し、産業施策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する。
- 具体的には、以下の2つの事業を、岩手県、宮城県及び福島県を中心とした被災地域において実施する。

【事業の規模】

1,510億円

【対象期間】

平成27年度末まで

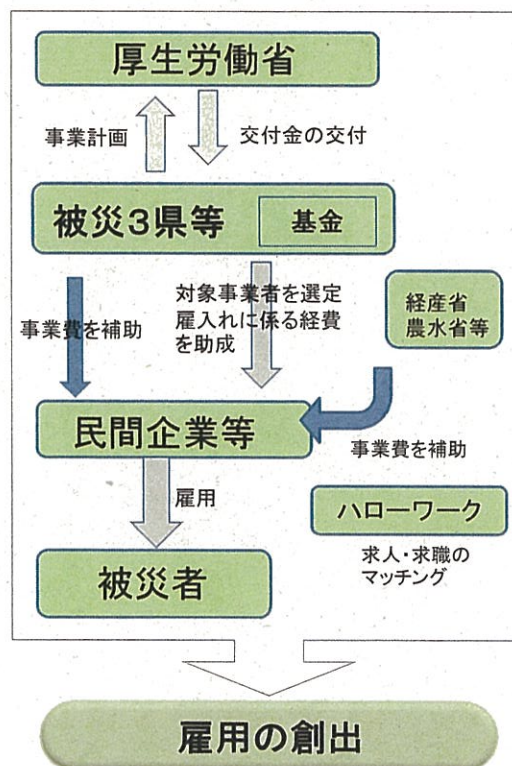
☆ 事業復興型雇用創出事業

《事業概要》

- 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となって、雇用面から支援を行う。
- 最大3年間の支援を行う。

《対象事業の要件》

- 関係省庁又は自治体による事業高度化支援、施設整備補助、融資などの支援策の対象となっており、雇用創出が期待される事業であること。



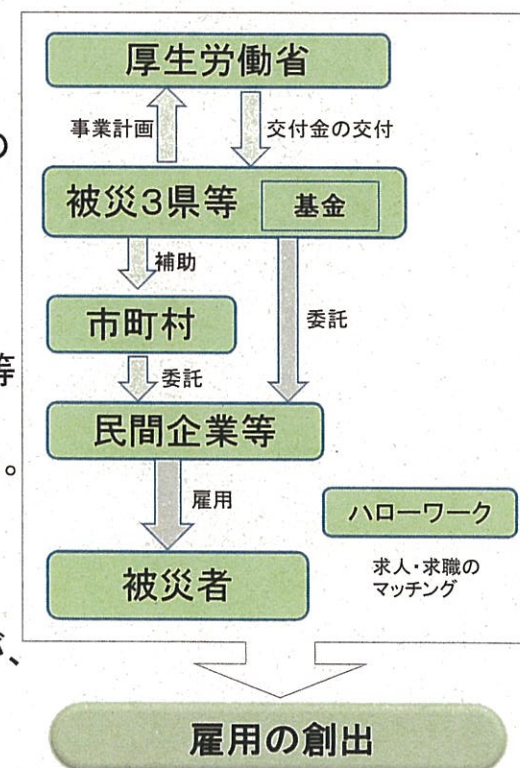
☆ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

《事業概要》

- 高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方などができ、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。
- 最大3年間の支援を行う。

《主な実施要件》

- 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合が、1/2以上。 など



介護基盤復興まちづくり整備事業

平成23年度3次補正要求額
28.5億円

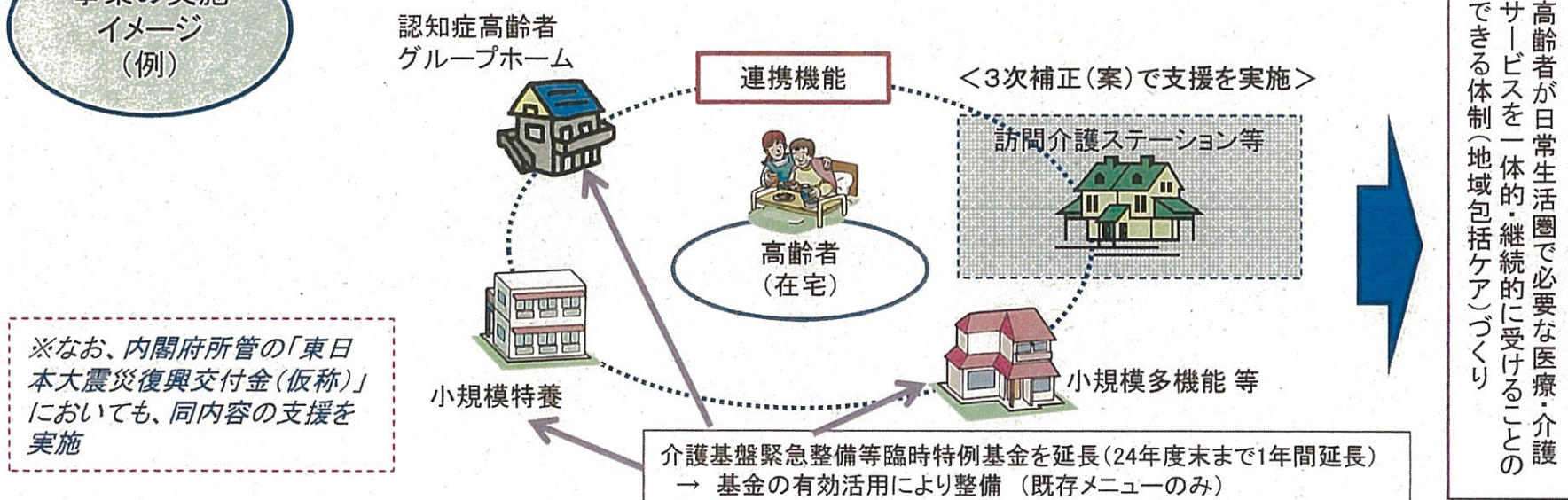
被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、既存の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備を行うことに加え、訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業を行う。

- 基金の積み増し先 : 介護基盤緊急整備等臨時特例基金
(→ 現行、23年度限りの基金を1年延長)
- 対象地域 : 被災3県の特定被災地方公共団体
- 助成金額 : 1か所あたり 3,000万円

<具体例>

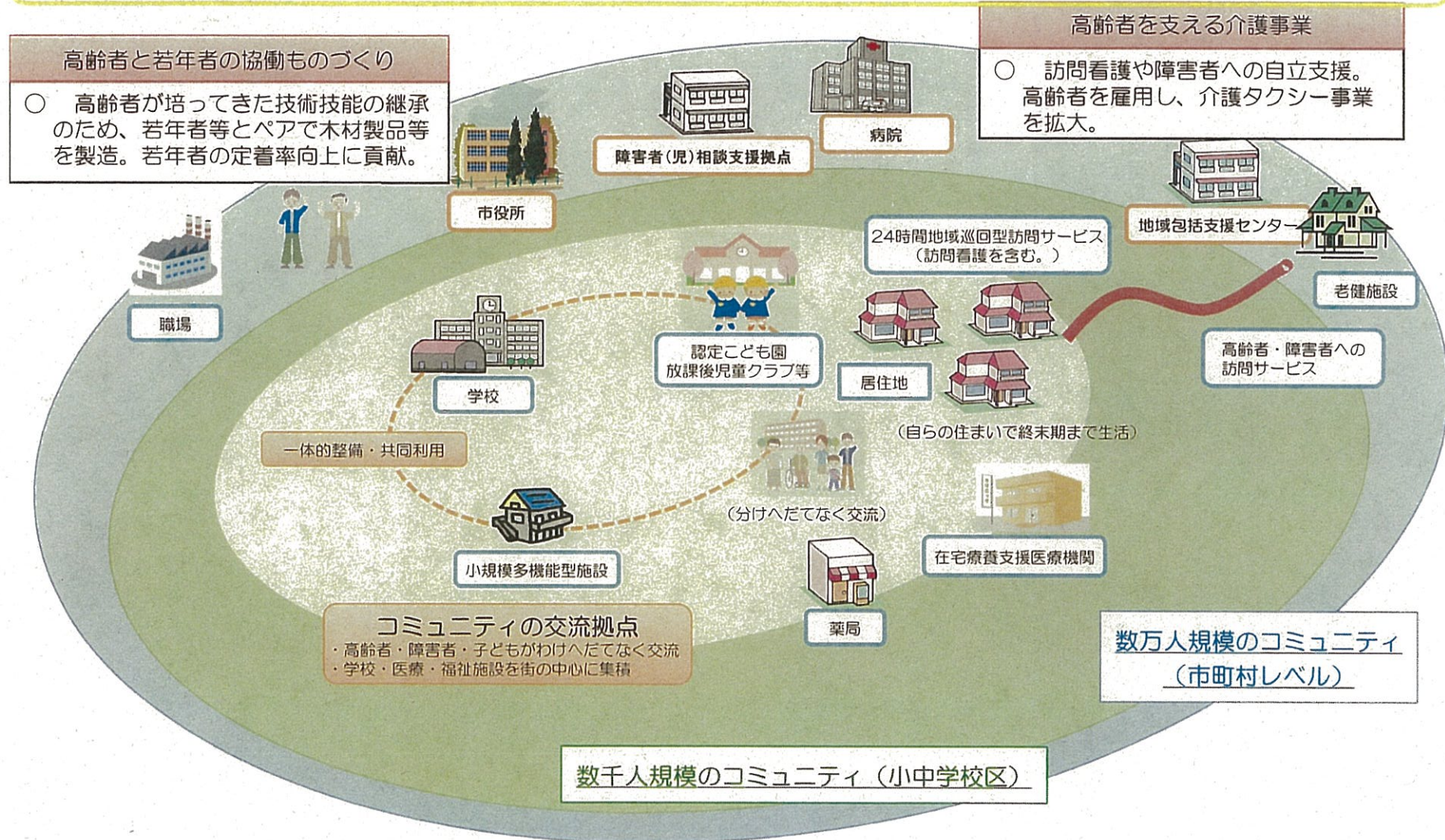
津波被害地域等の大規模施設が全壊・半壊した場合等に、大規模施設を建てる代わりに、同一法人等が主体となって、小規模特養、グループホーム、その他の訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業を行う。

事業の実施 イメージ (例)



(参考)地域包括ケアシステムとは

- 機能分化や重層的に住民を支える医療・介護サービスのネットワークを構築し、住み慣れた地域(日常生活圏)で必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制(地域包括ケアシステム)づくりを行う



地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度3次補正（案）
約90億円

被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、

- ① 1次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（相談・配食等の生活支援）の追加設置・運営費用
- ② 22年度1次補正で追加した、被災地域でNPO法人等による地域生活支援サービスの拠点の設置費用を支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の期間の延長及び積み増しを行う。

○ 積増先：介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業 ※）

⇒ 現行、23年度限りの基金を1年間延長

※ これまでの予算措置 22年度補正 200億円、23年度1次補正（被災者支援）70億円

○ 対象地域：特定被災地方公共団体を有する道県

○ 事業内容

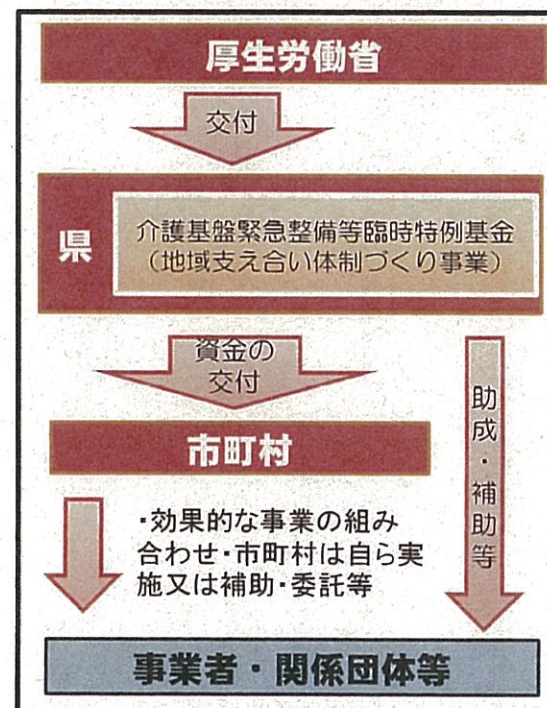
① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営

・ 仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進する。

② 地域生活支援体制づくり事業

・ 被災地が地域全体のまちづくりを進める中で、住み慣れた地域（日常生活圏）で必要な医療・介護サービス、生活支援サービス等を継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケア）の実現・再構築に資するため、地域の支え合いによる生活支援活動の立ち上げ、拠点づくり等を支援する。

<参考> 事業実施までの流れ



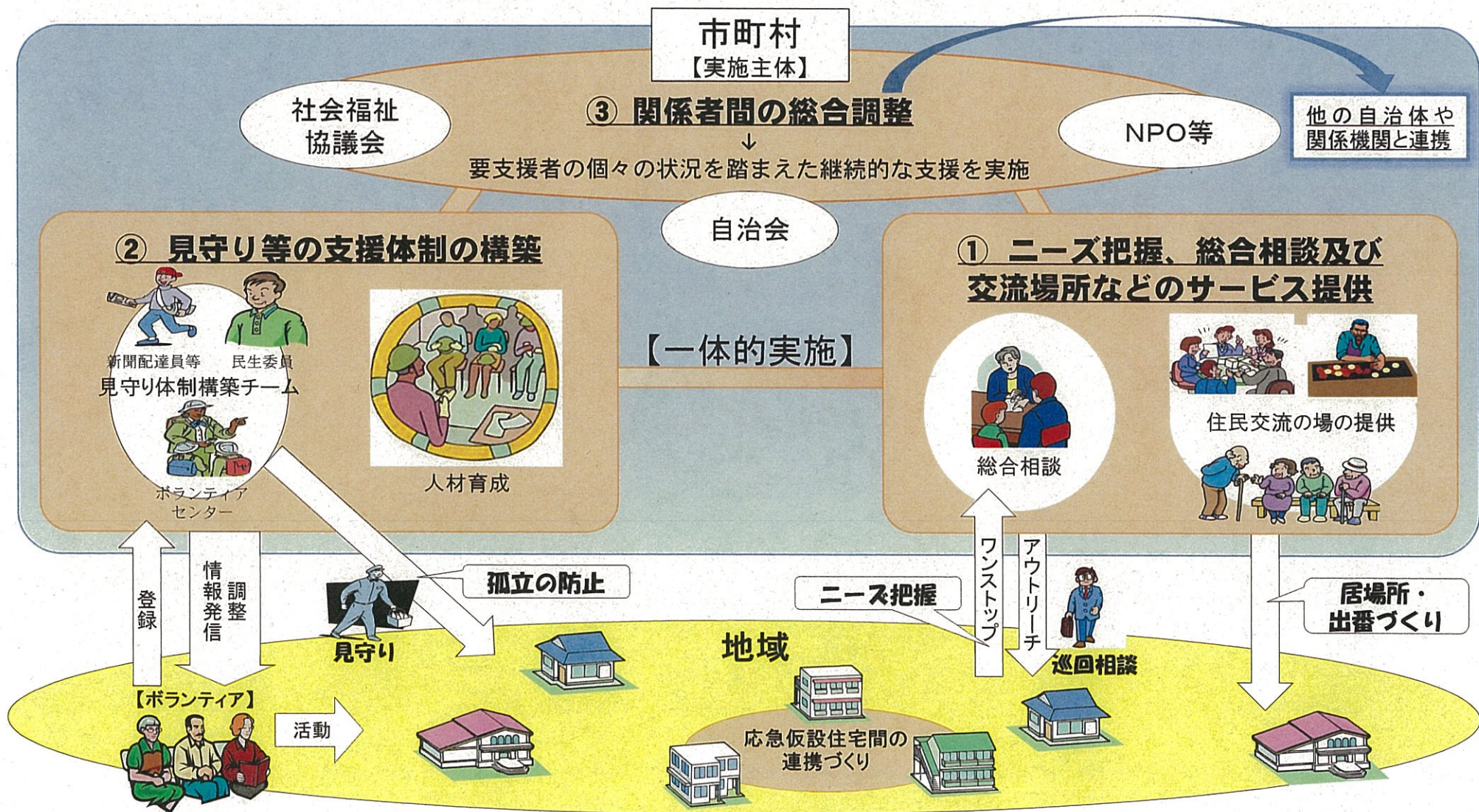
地域コミュニティ復興支援事業

(社会的包摂・「絆」再生事業)

平成23年度第三次補正予算
40億円

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。

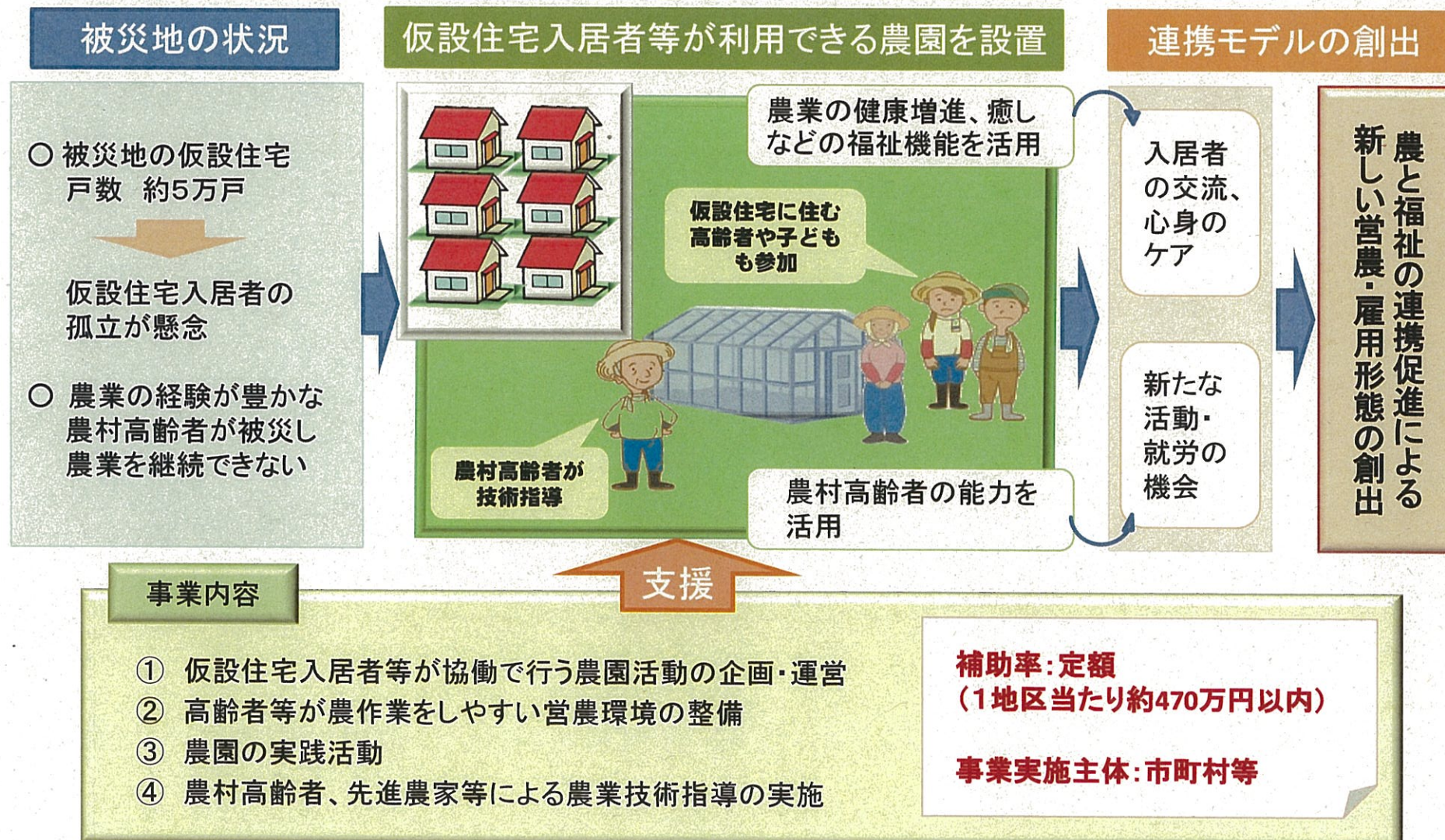
- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業

平成23年度第3次補正予算額 84百万円

- 被災地において、市町村等が農園を設置し、仮設住宅入居者等が参加して行う営農活動を支援
- 農業技術指導を行うことを通じ、農村高齢者に新たな活動・就労の場を提供
- 農作業を通じての心身のケアや地域コミュニティの再生に貢献



被災地の復旧・復興に連携して取り組む地元企業、地縁組織、NPO等の 多様な主体に対する支援事業 スキーム図

東日本大震災の復興・再生に資するため、地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体による被災住民と連携した行政サービスの代行・補完等のコーディネート業務やそのサポート活動を実施する中間支援組織等に補助金を交付し、中間支援組織の活動を支援することにより、被災地において低下している行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動を促進する。

【事業内容】

○事業者

一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、特定非営利活動法人、協同組合、その他営利を目的としない法人のうち、中間支援活動(※)を行う団体

○事業内容

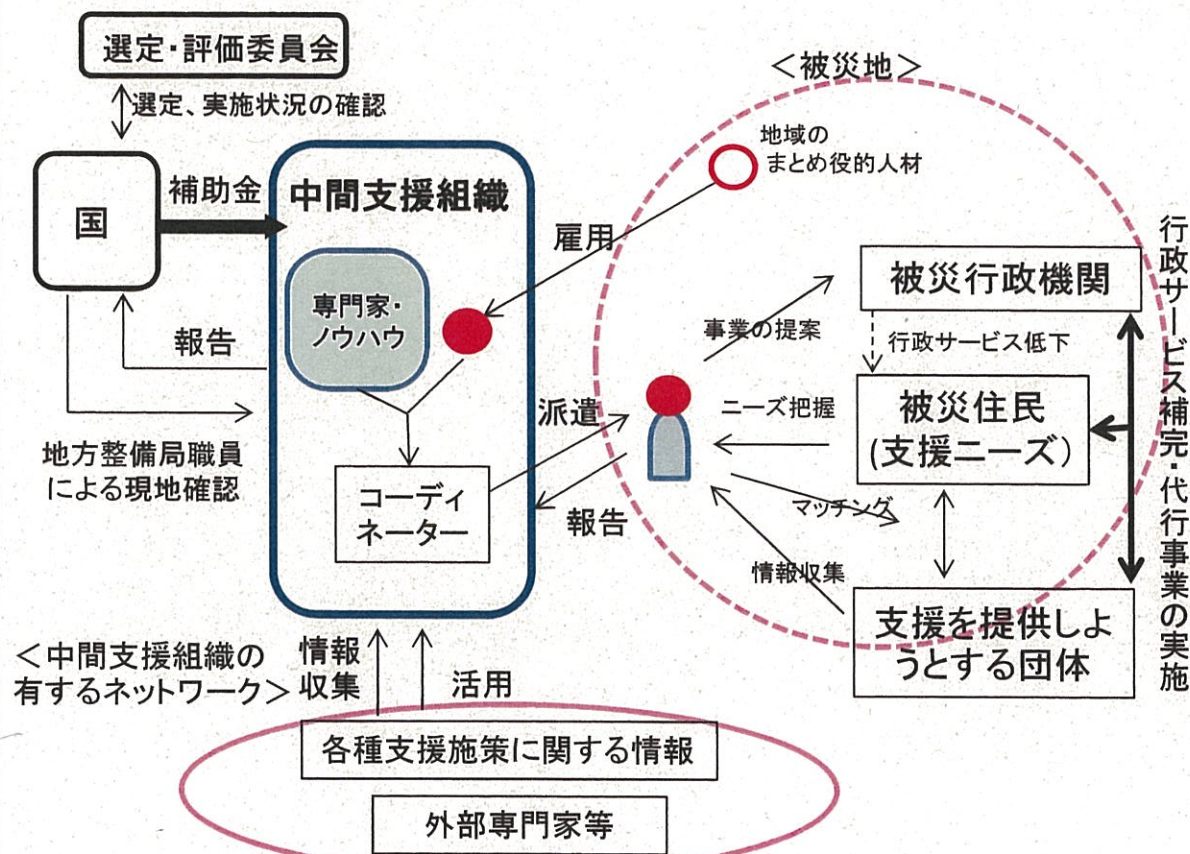
事業者が行う次の活動に要する費用を補助する。

- ・行政サービスの代行・補完の需要や地域の支援ニーズの把握
- ・支援ニーズを満たすための、支援を提供しようとする団体の情報、国や地方公共団体等による各種支援策に関する情報の収集
- ・ニーズと支援活動のマッチングと事業化の提案
- ・事業化に向けて利用可能な国や地方公共団体による各種支援策の提案

等

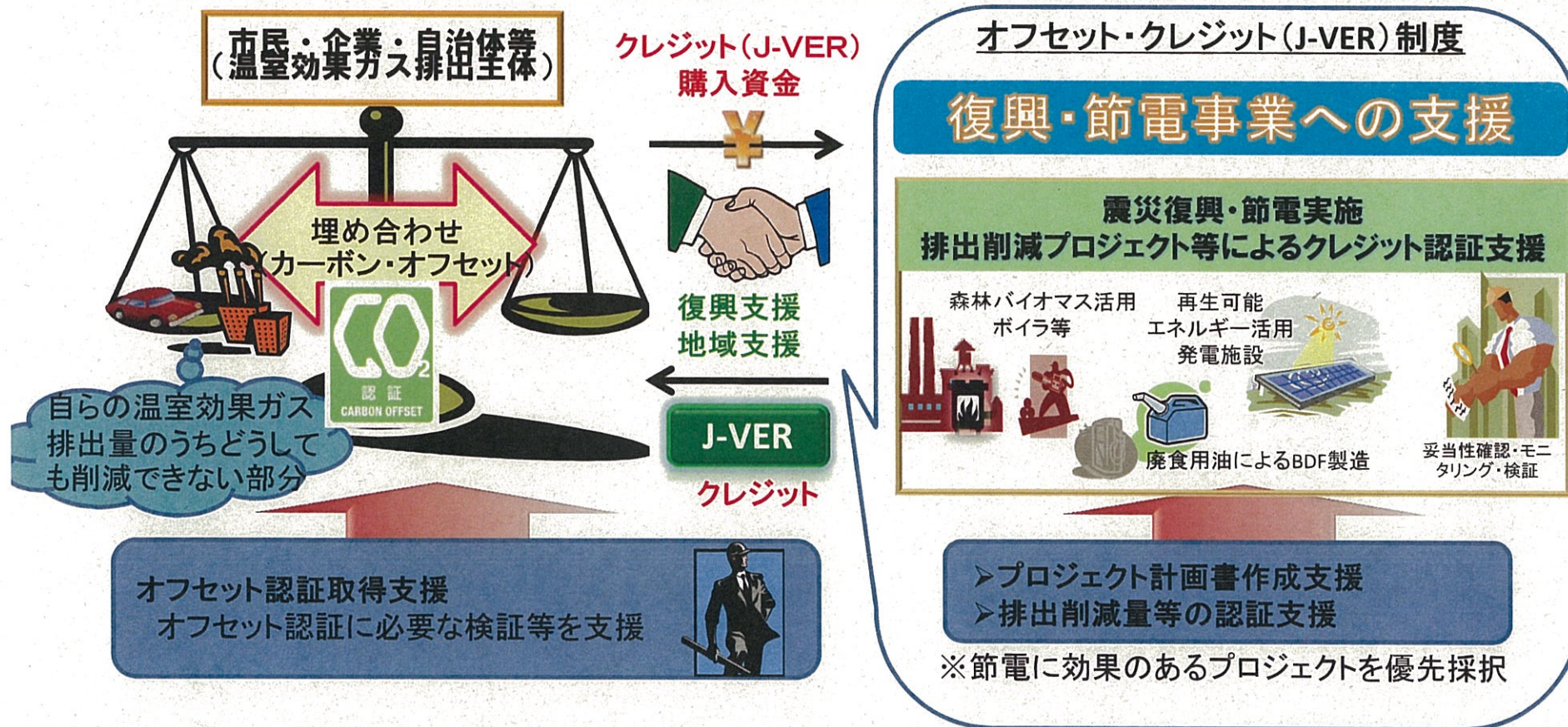
※中間支援活動：地域づくり活動を行う人材の育成、マッチング、専門的知識によるアドバイス等により地域づくり活動を中間的に支援する活動

【基本スキーム】



J-VER制度を活用したCO2削減・復興支援・節電等緊急支援事業(4億円)

震災復興、全国的な電力需要ギャップの解消に向けて、節電・省エネ機器の導入に伴う排出削減量をオフセット・クレジット(J-VER)化し、復興・節電に向けた企業の投資インセンティブとすることに加え、J-VERを活用したカーボン・オフセットの取組推進により、効率的な排出削減事業の実施を図る。



カーボン・オフセットを行う事業者から、被災地や節電プロジェクト実施者へのクレジット資金還流を見込む。効率的な復興支援、節電を推進。